○外務省告示第二百七十号

パラオ共和国政府は、昭和四十四年六月二十三日にロンドンで作成された「千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約」の加入書を平成二十三年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年十二月二十九日にパラオ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百七十一号

パラオ共和国政府は、昭和五十三年七月七日にロンドンで作成された「千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」の加入書を平成二十三年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年十二月二十九日にパラオ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百七十二号

バングラデシュ人民共和国政府及びパラオ共和国政府は、昭和五十四年四月二十七日にハンブルクで作成された「千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」の加入書を、それぞれ、平成二十三年八月八日及び同年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年九月七日に国際海事機関事務局長について、同年十月二十九日にパラオ共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十三年八月十日付け及び同年十月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百七十三号

パラオ共和国政府は、平成二年十一月三十日にロンドンで作成された「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の加入書を平成二十三年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年十二月二十九日にパラオ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月三日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百七十四号

イラン・イスラム共和国政府及びパラオ共和国政府は、平成十二年三月十五日にロンドンで作成された「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の加入書を、それぞれ、平成二十三年四月十九日及び同年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十三年七月十九日にイラン・イスラム共和国について、また、同年十二月二十九日にパラオ共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十三年四月二十六日付け及び同年十月三日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百七十五号

パラオ共和国政府は、昭和四十年四月九日にロンドンで作成された「千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約」の加入書を平成二十三年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年十一月二十八日にパラオ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百七十六号

次に掲げる各国の政府は、平成八年五月二日にロンドンで作成された「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

モンゴル国　平成二十三年九月二十八日
パラオ共和国　平成二十三年九月二十九日
ポーランド共和国　平成二十三年十一月十七日
アイルランド　平成二十四年一月二十五日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

モンゴル国　平成二十三年十二月二十七日
パラオ共和国　平成二十三年十二月二十八日
ポーランド共和国　平成二十四年二月十五日
アイルランド　平成二十四年四月二十四日

（平成二十三年九月二十八日付け、同年十月四日付け、平成二十四年一月九日付け及び同年一月二十六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百七十七号

パラオ共和国政府は、昭和四十七年十月二十日にロンドンで作成された「千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約」の加入書を平成二十三年九月二十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、同日にパラオ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月三日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百七十八号

次に掲げる各国の政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

チュニジア共和国　平成二十三年九月五日
モンゴル国　平成二十三年九月二十八日
パラオ共和国　平成二十三年九月二十八日
アイルランド　平成二十三年十月二十日
モンテネグロ　平成二十三年十一月二十九日
トリニダード・トバゴ共和国　平成二十四年一月三十日
バルバドス　平成二十四年一月三十日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

チュニジア共和国　平成二十三年十二月五日
モンゴル国　平成二十三年十二月二十八日
パラオ共和国　平成二十三年十二月二十八日
アイルランド　平成二十四年一月二十日
モンテネグロ　平成二十四年二月二十九日
トリニダード・トバゴ共和国　平成二十四年四月三日
バルバドス　平成二十四年四月三十日

（平成二十三年九月六日付け、同年九月二十八日付け、同年十月二十四日付け、同年十二月六日付け、平成二十四年一月四日付け、同年一月五日付け及び同年一月三十一日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月九日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第千九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県諫早市森山町杉谷字蜜頭二三八〇の一・二三八二の一・二三八八の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三二二の一、二三二三、二三五九、二三六〇、二三八三の一、二三八三の三、二三八五、二三八六、二三八七の一、二三八八の一、字宇戸二四〇三の一、二四〇六、二四一八、森山町下井牟田字大平八一七から八一九まで、八二四、字音声坂一六六三、一六六四、字普我坂一六七〇、森山町田尻字甑輪九二一、九三〇、九三一、森山町唐比北字勝川原二四の一から二四の三まで、二五、二七、二九の一、字田頭平一二二、一二八、字本六本松一二一〇の一、一二一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蜜頭二三二二の一、二三二三、二三五九、二三六〇、字音声坂一六六三、一六六四、字甑輪九二一、九三〇、九三一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）